

## 鳥取県告示第199号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、鳥取県イノシシ保護管理計画、鳥取県ニホンジカ保護管理計画及び鳥取県ツキノワグマ保護管理計画を定めたので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治